

2月7日は 北方領土の日

我が国固有の領土である歯舞群島（はほまいぐんとう）、色丹島（しこたんとう）、国後島（くなしりとう）及び択捉島（えとろふとう）からなる北方四島の早期返還実現については、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

この北方領土返還要求運動が始まってから70年以上が経過した現在なお、領土返還への具体的な道筋は見えないままとなっております。

国の外交交渉を積極的に後押しし、さらなる結果を図るため、2月7日の「北方領土の日」を中心に、「北方領土の日特別啓発期間」を定め、道及び関係団体の連携のもと一層強力に北方領土問題の啓発活動を展開します。

■お問い合わせ

企画商工課企画担当
電話 56・2124

セルフメディケーション 税制（医療費控除の特例） について

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として、特定健康診査、予防接種など一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTTC医薬品（医師によって処方される医療用医薬品からドラッグストアで購入できるOTTC医薬品に転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

税制改正により、平成29年の所得税等確定申告・平成30年度分住民税申告から、現行の医療費控除とは選択制で、年間12,000円を超える一定の医薬品を購入した場合の医療費控除（所得控除）の特例が新設されました。この特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除適用を受けることはできません。

申告の際は、領収書等が必要で、対象となるスイッチOTTC医薬品は、厚生労働省のホームページで確認することができます。

適用期間は、平成29年1月1日から平成33年12月31日までです。

※平成28年分の申告の対象ではありません。

■お問い合わせ

総務課税務担当
電話 56・2125

第1回冬の占冠村を探検しよう！

真冬の占冠村の森をスノーシューをはいて散策します。

ぜひ、夏とは違う冬の森を散策してみませんか。

日時 2月25日（土）13時～

集合場所 道の駅

参加資格 小学生以上

募集人数 先着10名

参加費 一般2,000円
村民1,000円

詳細は観光協会ホームページをご覧ください。

■お問い合わせ
NPO法人占冠・村づくり
観光協会
電話 39・8010

交通事故の援護制度

交通事故被害世帯の皆さんに次のような援護制度がありますのでご利用ください。

(1)交通遺児等育成資金貸付（無利子）

【対象】
自動車（バイクを含む）事故により保護者が亡くなられ

故により保護者が亡くなられ

運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

■優良講習（30分）

- ◎2月6日（月） 13時～
- ◎2月15日（水） 13時～
- ◎3月6日（月） 13時～
- ◎3月15日（水） 13時～

■一般講習（1時間）

- ◎2月6日（月） 14時～
- ◎2月15日（水） 14時～
- ◎3月6日（月） 14時～
- ◎3月15日（水） 14時～

■違反講習（2時間）

- ◎2月10日（金） 13時～
- ◎2月24日（金） 13時～
- ◎3月16日（木） 13時～

■初回講習（2時間）

- ◎3月10日（金） 13時～

受験生に桜の合格箸が贈られました

合同会社しもかぶ工房（吉田耕一代表）より、村内中学校に在籍する3年生10名に、合格祈願の願いを込めた木工クラフト『桜の合格箸』が贈られました。

合格箸は、合格を意味する「サクラ咲く」にちなんで、箸の原材料に山桜が使用され、合格にかけて五角形に仕上げられたもので、受験生にとって心強い縁起物です。



お知らせ

たり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭のお子様で、0歳から中学卒業まで

【貸付金額】

1人につき最初一時金15万5千円、以後月額2万円又は1万円（選択制）、小・中学校入学時に入学支度金4万4千円

【返還方法】

貸付終了後、原則として20年以内の月々均等払いにより返還

※高校、大学等に在学中は返還猶予が可能です。

【(2) 重度後遺障害者介護料支給対象】

自動車（バイクを含む）事故により、脳、脊髄、または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方（自損・他損は問いません）

【支給額】

月額2万9,290円〜13万6,880円の範囲で、障害の程度や介護費用の支出に応じて支給
※「短期入院」費用も別途支給。

※介護保険サービス、労災の介護給付等との併用はできません。

■お問い合わせ

独立行政法人 自動車事故対策機構旭川支所
電話 0166・40・0111

冬の気温と体感温度

1年を通じてこの時期の気温は最も寒くなり、冬型の気圧配置や低気圧で風速も強い時期となります。

普段、生活の中での気温、いわゆる体感気温は気象台の発表と感覚が大きく変わる場合があり、体感気温に影響する大きな要素は風速です。

単純に言うとなら1メートルにつき気温が1度下がる感覚になり、気温が0度でも10メートルの風のもとでは、体感温度はマイナス10度、ということになります。

風を予想する場合、気象関係者の間では、「7・5・3」ルールというのがあります。

これは天気図で北海道付近に等圧線が3本かかると注意報クラス、5本だと暴風警報クラス、7本だと危険な状態、というものです。

これを気温に換算すると、等圧線1本について体感温度が2〜3度下がる目安になります。

ますから、参考にしてください。

また、風が弱くても朝方に晴れると、地上の熱が奪われる「放射冷却現象」により、極端に気温が低くなりますので、水道凍結などの思わぬ事態となることがあります。

天気予報や気象台の情報を利用して、実際の気温や体感気温などを考慮した生活を送ってください。

■お問い合わせ

旭川地方気象台
電話 0166・32・7102

ホームページ

<http://www.jma-net.go.jp/asahikawa/>

「厚志に感謝いたします。」

◆猪股俊幸さん（字中央）から、亡母（故猪股ツルヨさん）の香典返しを廃し、心温まるご寄付をいただきました。

社会福祉法人
占冠村社会福祉協議会

村営住宅入居者募集のご案内

募集団地 ●受付期限 2月15日（水）

●中央地区 4戸	●トナム地区 8戸
○川添団地 3DK 2戸	○第2トナム団地 3LDK 8戸
○第2千歳団地※ 4LDK 2戸	

※第2千歳団地は、所得基準が異なります。詳しくは、産業建設課建築担当へお問い合わせください。

皆様の入居をお待ちしています

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

●占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。

●月収が15万8000円以下の方。

（例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方）

※単身の方でも入居できます。

※連帯保証人が2名必要です。

★入居者と同等または同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね3月1日（水）

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 産業建設課建築担当
トナム支所

■お問い合わせ 産業建設課建築担当
☎ 56-2172